

令和7年度 第1回部活動地域移行検討委員会

令和7年5月9日（金）
10：00～11：00
犬山市役所 202会議室

1 事務局 あいさつ

2 委員自己紹介（別紙1－1）

3 会長選出

- ・会長あいさつ

4 協議事項

- （1）部活動の地域クラブ移行に向けた休日合同クラブ・休日合同バンドの実施について

（別紙2）

- （2）部活動地域移行 令和7年度の現状について（別紙3）

- （3）その他

5 次回の予定

令和7年 8月 令和7年度第2回部活動地域移行検討委員会
令和7年12月 令和7年度第3回部活動地域移行検討委員会
令和8年 2月 令和7年度第4回部活動地域移行検討委員会

令和7年度 部活動地域移行検討委員会 委員名簿

番号	役職	氏名	所属	役職
1	委員	大勝 志津穂	梶山女学園大学	教授
2	委員	水野 晴雅	犬山市スポーツ協会	事務局長
3	委員	後藤 栄吉	城東小学校	校長
4	委員	高木 順二	犬山中学校	校長
5	委員	梅田 理奈子	今井小学校	校長
6	委員	林 昭夫	犬山中学校	市P連会長
7	委員	宮田 孝秀	犬山市スポーツ推進委員連絡協議会	会長
8	委員	梅田 佳和	犬山ポタリングクラブ	スポーツ推進委員

犬山市附属機関設置条例（抄）

（趣旨）

第1条 この条例は、法律又は他の条例で定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する執行機関の附属機関の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 市長、教育委員会、選挙管理委員会及び農業委員会（以下「市長等」という。）に附属機関を置き、その名称、担任する事務並びに委員の定数及び任期は、別表第1から別表第5までのとおりとする。

（委員の委嘱等）

第3条 附属機関の委員は、学識経験のある者その他それぞれの附属機関が担任する事務に応じて市長等が適当と認める者のうちから、市長等が委嘱し、又は任命する。

（委員の任期の特例）

第4条 第2条の規定にかかわらず、補欠の附属機関の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 附属機関の委員は、再任されることができる。

（臨時委員）

第5条 特別又は専門の事項を調査し、又は審議させるため必要があるときは、附属機関に臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、学識経験のある者その他市長等が適当と認める者のうちから、市長等が委嘱し、又は任命する。

3 臨時委員は、特別又は専門の事項に関する調査又は審議が終了したときに解嘱され、又は解任されるものとする。

（部会）

第6条 附属機関は、特別又は専門の事項について調査し、又は審議させるため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 附属機関は、その定めるところにより、部会の決議をもって附属機関の決議とすることができる。

（守秘義務）

第7条 附属機関の委員（臨時委員を含む。）は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、附属機関の運営等に関し必要な事項は、市長等が規則で定める。

別表第2（第2条関係）

教育委員会の附属機関

名称	担任する事務	委員の定数	委員の任期
犬山市部活動地域移行検討委員会	教育委員会の諮問に応じ、学校における部活動の地域移行に関する国の提言等を踏まえ、生徒にとって望ましい部活動の在り方、部活動の地域移行等について審議する。	10人以内	審議期間

犬山市部活動地域移行検討委員会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、犬山市附属機関設置条例（平成 28 年条例第 36 号）第 8 条の規定に基づき、犬山市部活動地域移行検討委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第 2 条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、犬山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- (1) スポーツ団体又は文化団体の関係者
- (2) 学校関係者
- (3) 保護者代表
- (4) その他教育委員会が特に必要と認める者

(会長)

第 3 条 委員会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集及び議事)

第 4 条 委員会の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、会長及びその職務を代理する者が在任しないときの会議は、教育委員会が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 5 条 委員会の庶務は、教育部学校教育課において行う。

(補則)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

犬山市内中学校生徒の保護者の皆様

犬山市教育委員会 教育長 滝 誠

部活動の地域クラブ移行に向けた休日合同クラブ・休日合同バンドの実施について

日頃より本市の教育活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

本市ではスポーツ庁及び文化庁が策定したガイドラインに従い、令和8年9月からの犬山市立中学校部活動の休日の活動について地域クラブへの移行を目指しております。地域移行第Ⅰ期として、令和6年10月から運動部の活動を合同で実施する「休日合同クラブ」を進めてきました。本年度9月からは第Ⅱ期として、全ての休日で「休日合同クラブ」「地域クラブ」を展開し、吹奏楽部も「休日合同バンド」を実施いたします。そのため、実践練習や大会参加、合奏練習やコンクール出場を希望される方は「休日合同クラブ」「地域クラブ」「休日合同バンド」への参加をお勧めします。

今後の地域クラブへの移行の方針や流れにつきましては、下記をご参照ください。何卒、ご理解、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

記

○令和7年度 運動部地域移行の方針

1～3月に実施した生徒・保護者の休日合同クラブアンケート、教職員への意識調査、部活動指導員・外部指導者へのアンケート、種目別運動部顧問からのヒアリング、スポーツ協会登録団体へのアンケートおよびヒアリングなどを受け、今後の方向性を以下のようにする。

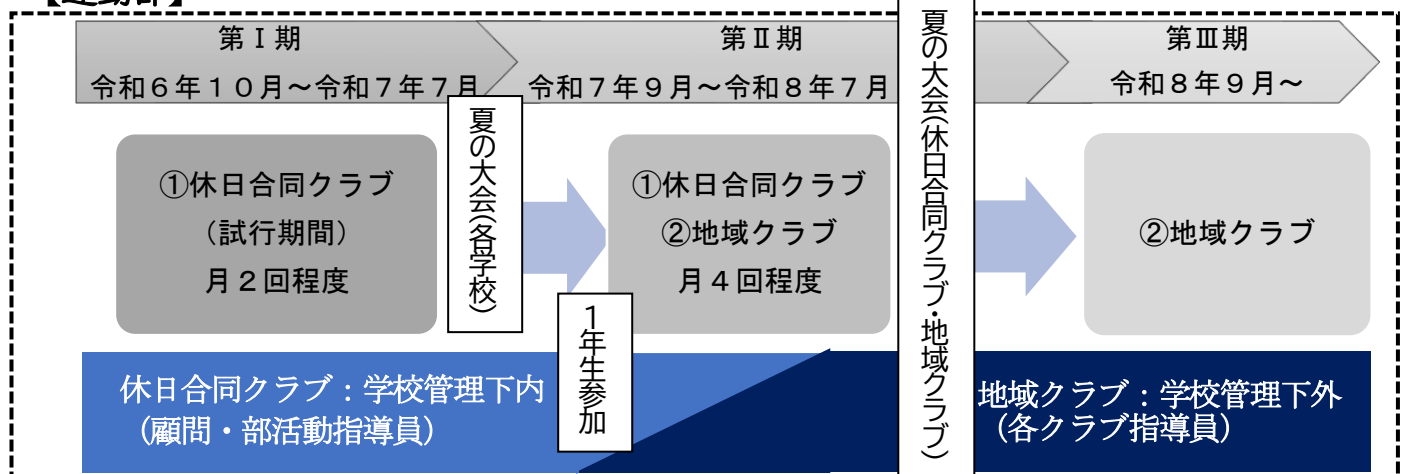
- 1 令和7年7月まで、第2・4土日の休日合同クラブは実施する。
- 2 令和7年9月から全ての休日は、休日合同クラブもしくは地域クラブでの活動とする。
- 3 令和8年夏の大会は、休日合同クラブや地域クラブごとの出場を目指す。

休日合同クラブ：中学校部活動顧問・部活動指導員による活動、保護者の費用負担なし

地域クラブ：地域クラブに所属する指導員による活動、保護者負担あり（保険加入、活動費など）

○地域移行の流れ

【運動部】



第Ⅰ期 令和6年10月～令和7年7月 ①休日合同クラブ(試行期間) 中2・3年生対象

★休日合同クラブにおいては、様々な種目に参加することが可能です。

令和7年度実施種目：水泳・軟式野球・野球・卓球・サッカー・ソフトテニス・バレーボール・ソフトボール
バスケットボール・ハンドボール

★活動日は毎月第2週と第4週の土曜日または日曜日に実施します。(月2回程度) ※水泳は、毎週活動します。

★活動場所

- ・市内4校の中学校を市内ブロックにまとめたり、南北ブロックに分けたりし、原則市内中学校で活動します。
- ・水泳はフロイデのプールで、剣道は犬山市武道場で活動します。

★水泳部は5月より1年生の参加が可能です。参加希望の方は各中学校の水泳部顧問まで申し出てください。

第Ⅱ期 令和7年9月～令和8年7月

①休日合同クラブ 中1・2年生対象

★活動日

・毎週土曜日または日曜日のどちらか(第3日曜日は除く)で実施します。(月4回程度)

★活動場所

・市内中学校の体育館・運動場、公共施設など

★実施種目や活動場所は、参加希望人数や指導員の状況により変更になることがあります。

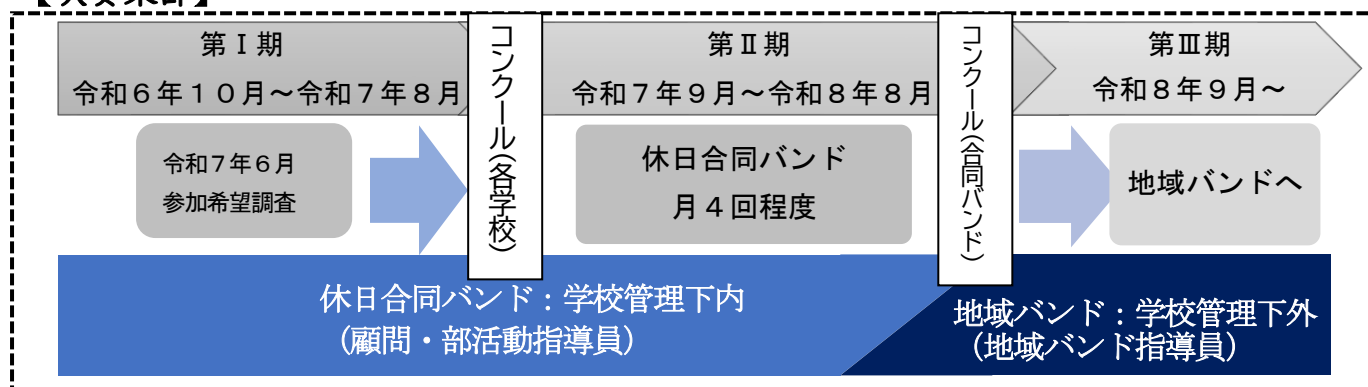
②地域クラブ

★地域クラブに所属する指導員による活動となります。

★保険加入、活動費など保護者負担が必要になります。

※今後、地域クラブの情報も発信していきますので、それぞれのご家庭で参加の有無は判断してください。

【吹奏楽部】



★令和7年度のコンクールには、学校単位で参加しますが、令和8年度は、地域バンド単位で参加します。

そのため、令和7年9月から休日合同バンドで練習を行います。

★活動場所は、令和7年6月に実施する参加希望調査での人数集約後にお知らせします。

★平日の自校での部活動は、主に個人のスキルアップの場となります。

●休日合同クラブ・休日合同バンドの指導者について

・市内の生徒が合同で活動を行うため、他校の顧問や部活動指導員も指導します。

●活動場所までの移動手段

・他校で活動する場合は自転車での登下校を可とします。(保護者の自家用車による送迎も可)

●休日合同クラブ・休日合同バンド中のけがや緊急時の連絡について(令和7年度)

・各校の顧問が専用の部活アプリ「クラブマネージャー」にて出欠確認を行います。

令和7年度はアプリ登録、利用による保護者の費用負担はありません。

・緊急時の連絡先を「保護者同意書」にご記入の上、事前に自校の顧問に提出していただき、各校の顧問で共有させていただきます。

・けがや登下校時の事故等に対する保障につきましては、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度が利用できます。

●令和7年度 1年生の休日合同クラブ・休日合同バンドへの参加について

・令和7年6月に、休日合同クラブ・休日合同バンドへの参加希望調査と部活アプリの登録の案内をし、開始時期は、第Ⅱ期(令和7年9月)からとします。夏休み前までに、参加希望種目の顧問に保護者同意書を提出してください。

●その他

・第Ⅰ期(令和7年8月まで)の第1、第3土日の部活動については、これまで通り自校で実施します。

・長期休業中は、休日合同クラブ・休日合同バンドは実施しません。

・休日合同バンドでのマーチングは実施しません。

部活動地域移行 R7 現状について

令和 7 年 5 月 2 日 現在

- 1 令和 7 年 7 月まで、第 2・4 土日の休日合同クラブは実施する。
- 2 令和 7 年 9 月から全ての休日は、休日合同クラブもしくは地域クラブでの活動とする。
- 3 令和 8 年夏の大会は、休日合同クラブや地域クラブごとの出場を目指す。

休日合同クラブ：中学校部活動顧問、部活動指導員による活動、保護者負担なし

地域クラブ：地域クラブに所属する指導員による活動、保護者負担あり（保険代、会費など）

※黄色種目…指導員のみで活動可能 水色種目…教員の関わりが必要

★…地域スポーツクラブ活動試行実施委託事業の対象種目

種 目		R7.9～	R8 夏の大会	担当
水泳		休日合同クラブ → 地域クラブ？ 指導員（ ）で継続	地域クラブ？	■
★軟式野球		地域クラブ 月 2 回 指導員（兼職兼業教員含む）	地域クラブ	■
★剣道				■
卓球		休日合同クラブ 指導員（ ）で継続	地域クラブ？	■
★サッカー		指導員（兼職兼業教員含む）		■
ソフトテニス		休日合同クラブ (硬式テニス：)	休日合同クラブ	■
バレー ボール	男	休日合同クラブ → 地域クラブ 指導員で継続	地域クラブ	■
	女	休日合同クラブ → 地域クラブ 教員・指導員で継続	地域クラブ	■
ソフトボール		休日合同クラブ 教員・指導員で継続	休日合同クラブ	■

バスケットボール	男	休日合同クラブ → 地域クラブ（既存のクラブに合流？） [redacted] 教員・指導員で継続	地域クラブ	[redacted]
	女	休日合同クラブ（既存のクラブに合流？） → 地域クラブ [redacted] 教員・指導員で継続	地域クラブ	
ハンドボール	男	休日合同クラブ 教員・指導員で継続	休日合同クラブ	[redacted]
	女	休日合同クラブ 教員・指導員で継続	休日合同クラブ	

★令和7年4月からの休日合同クラブにおける依頼

- 種目ごとに教員のローテーションを進め、教員は1～2名で指導する。
- 会場校の体育館など施設の鍵の管理は、種目ごとに1本確実に管理をする（複製は学校に依頼）
- 物品の管理場所として、空き部室や体育倉庫の一角を使用する。

【吹奏楽部】4月30日 今井小にて 梅田校長、顧問（[redacted]）

- ・令和7年9月～ 2拠点（東部中・犬中か城中）で合同バンド実施
- ・南部地区：東部中・南部中 北部地区：犬山中・城東中
- ・1年生の楽器の分け方は各学校で3年生が抜けたところを補充
- ・学校への演奏依頼→南、北の合同バンドで受ける。市外などからの依頼は精選する。
- ・各種補助金の使用について…南、北の単位で拠出できるように依頼する。

犬山市部活動地域移行 News No.8



過去の記事は
こちらから

令和7年度 運動部 部活動地域移行の方針について

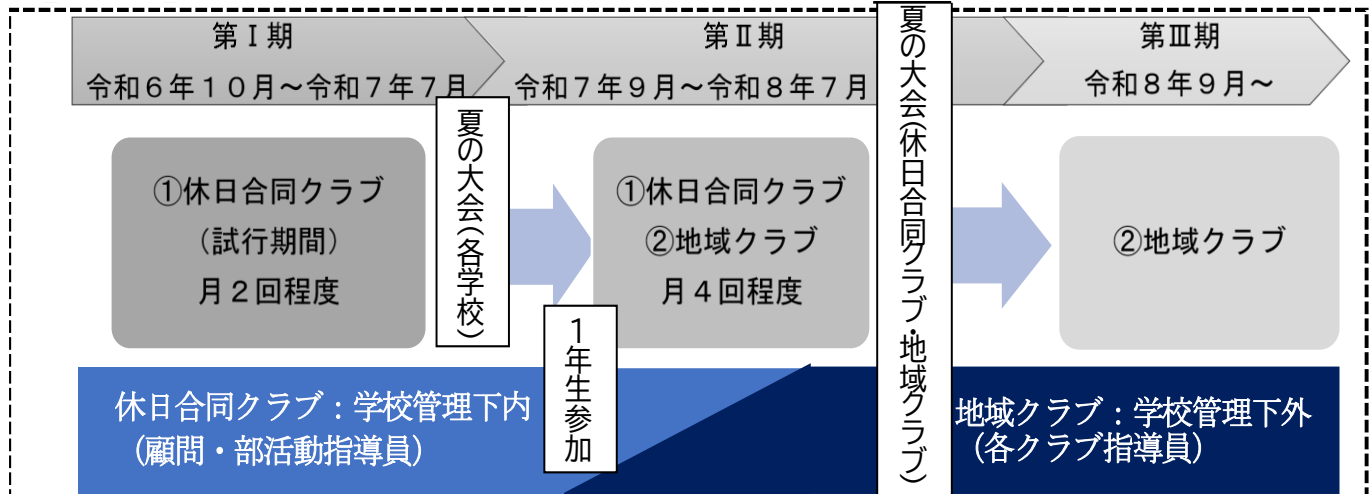
各中学校で1年生を対象に部活動の説明会が進められています。その際、本年度の部活動地域移行の動きについても文書を配布してお願いをしております。(以下 配付文書より抜粋)

1～3月に実施した生徒・保護者の休日合同クラブアンケート、教職員への意識調査、部活動指導員・外部指導者へのアンケート、種目別運動部顧問からのヒアリング、スポーツ協会登録団体へのアンケートおよびヒアリングなどを受け、今後の方向性を以下のようにします。

- 1 令和7年7月まで、第2・4土日の休日合同クラブは実施する。
- 2 令和7年9月から全ての休日は、休日合同クラブもしくは地域クラブでの活動とする。
- 3 令和8年夏の大会は、休日合同クラブや地域クラブごとの出場を目指す。

休日合同クラブ：中学校部活動顧問・部活動指導員による活動、保護者の費用負担なし

地域クラブ：地域クラブに所属する指導員による活動、保護者負担あり（保険加入、活動費など）



第Ⅰ期 令和6年10月～令和7年7月 ①休日合同クラブ(試行期間) 中2・3年生対象

★実施種目：水泳・軟式野球・野球・卓球・サッカー・ソフトテニス・バレーボール・ソフトボール・バスケットボール・ハンドボール

※休日合同クラブにおいては、様々な種目に参加することが可能

★活動日：毎月第2週と第4週の土曜日または日曜日に月2回程度実施 ※水泳は、毎週実施

★活動場所：市内4中学校を市内ブロックにまとめたり、南北ブロックに分けたりして市内中学校で実施

※水泳はフロイデのプール、剣道は犬山市武道場で活動

★その他：水泳部は5月より1年生の参加が可能。参加希望者は各中学校の水泳部顧問まで

第Ⅱ期 令和7年9月～令和8年7月

①休日合同クラブ 中1・2年生対象

★活動日：毎週土曜日または日曜日のどちらか(第3日曜日は除く)で実施します。(月2～4回程度)

★活動場所：市内中学校の体育館・運動場、公共施設など

★実施種目や活動場所は、参加希望人数や指導員の状況により変更になることがあります。

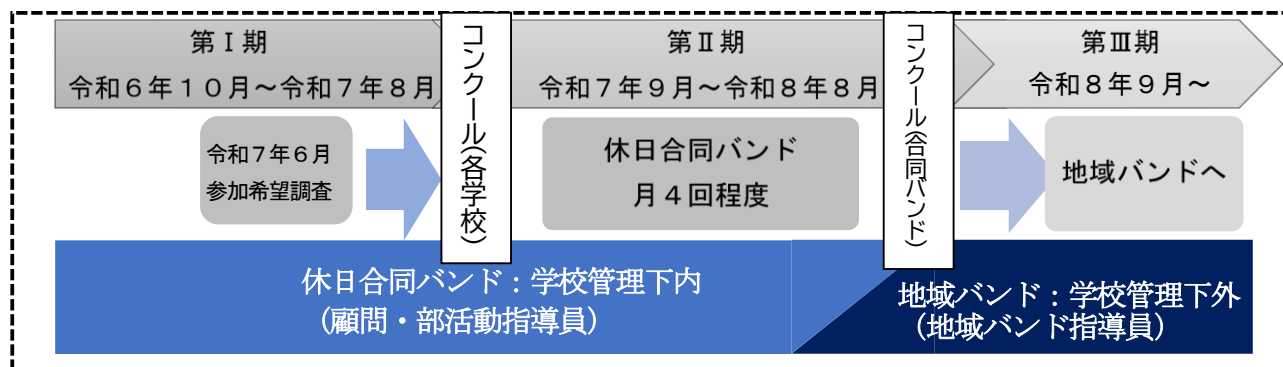
②地域クラブ

★地域クラブに所属する指導員による活動となります。

★保険加入、活動費など保護者負担が必要になります。

※今後、地域クラブの情報も発信していきますので、それぞれのご家庭で参加の有無は判断してください。

令和 7 年度 吹奏楽部 部活動地域移行の流れ



★令和7年度のコンクールには、学校単位で参加しますが、令和8年度は、合同バンド単位で参加します。そのため、令和7年9月から休日合同バンドで練習を行います。

★活動場所は、令和7年6月に実施する参加希望調査での人数集約後にお知らせします。

★平日の自校での部活動は、主に個人のスキルアップの場となります。

運動部における実践練習や大会参加、吹奏楽部における合奏練習やコンクール出場を希望される方は「休日合同クラブ」「地域クラブ」「休日合同バンド」への参加をお勧めします。

部活動指導員・外部指導者へ地域移行の本年度の流れを説明しました

4月24日(木)に14名の部活動指導員・外部指導者が参加され、前半は、本年度のスケジュールや熱中症予防・落雷時の対応など活動中の安全確保について、後半は種目ごとのヒアリングを実施しました。以下は質疑応答の一部抜粋です。(詳細は犬山市HPにて公開中)

■バレーボール

Q: 令和8年度の大会は休日合同クラブまたは地域クラブでの出場を目指すとのことだったが、学校単位もしくは休日合同クラブで出場するかは顧問が決めるのか？

A: 種目の状況によって協議して決定していきます。

Q: 1つのクラブから複数チームが大会に参加することは可能か？

A: 県に確認したところ、現状未定との回答でした。現場は進んでいるため、早く方針を決めてほしいと伝えています。



■バスケットボール

Q: 第Ⅱ期の指導方針について決まっていれば教えてほしい。

A: 種目ごとに可能であれば大会参加を目的に活動して構わないと伝えています。バスケットボールは休日合同クラブなら可能です。

Q: 今後の見通しが保護者に伝わっていないためか、実際の部活動連絡アプリの登録者数よりも多い人数が休日合同クラブに参加している。保護者や指導員にもっと情報共有してほしい。

A: 現在模索しながら進めているため、なかなか情報共有できていない点があります。種目ごとに今後の方向性を相談していきたいと考えております。

Q: 地域クラブに移行する前に広報等で指導員を募集してはどうか。

A: 様々な競技団体や顧問・指導員を通じて呼びかけは行っていますが、地域クラブを担ってくれる人材を求めているため、難しい状況です。

※今後、種目ごとで地域移行の方法や時期が異なってきます。こまめに情報を発信していきますので、その点を十分ご理解いただき、ご不明な点は下記までお問い合わせください。

問い合わせ先 学校教育課 44-0350